

## 食品安全委員会の運営について（平成26年10月～12月）

### 1. 食品安全委員会の開催

10月：第532回～第535回

#### （1）食品健康影響評価の要請案件

添加物（1品目）	・ <i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP株を用いて生産されたアスパラギナーゼ
農薬（2品目）	・ イソキサフルトール ・ トリアファモン
農薬及び動物用医薬品（1品目）	・ スピノサド
動物用医薬品（1品目）	・ スピノサドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（エコノサド）
遺伝子組換え食品等（1品目）	・ <i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP株を利用して生産されたアスパラギナーゼ
肥料・飼料等（1案件）	・ 肥料取締法第3条第2項の規定に基づく普通肥料の公定規格の改正

#### （2）食品健康影響評価の結果通知案件

添加物（1品目）	・ カンタキサンチン <u>ADIを0.025 mg/kg 体重/日と設定。</u>
農薬（5品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クロチアニジン <u>ADIを0.097 mg/kg 体重/日、ARfDを0.6 mg/kg 体重と設定。</u></li> <li>・ ピリフルキナゾン <u>ADIを0.005 mg/kg 体重/日、一般の集団に対するARfDを1 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.05 mg/kg 体重と設定。</u></li> <li>・ マンデストロビン <u>ADIを0.19 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u></li> <li>・ アシュラム <u>ADIを0.36 mg/kg 体重/日、ARfDを3 mg/kg 体重と設定。</u></li> <li>・ スルホキサフロル <u>ADIを0.042 mg/kg 体重/日、ARfDを0.25 mg/kg 体重と設定。</u></li> </ul>

<p>動物用医薬品 (1 案件、3 品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用制限期間が設定されている既承認動物用ワクチンに添加剤として含まれる成分 (97 成分中 57 成分) <u>動物用医薬品の添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できると考えられる。このため、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u></li> <li>・モサプリド <u>モサプリドクエン酸塩のADIを0.03 mg/kg 体重/日と設定。</u></li> <li>・クエン酸モサプリドを有効成分とする馬の強制経口投与剤 (プロナミド散 1%) <u>本剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。</u></li> <li>・メロキシカム <u>ADIを0.00063mg/kg 体重/日と設定。</u></li> </ul>
<p>化学物質・汚染物質 (1 案件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道により供給される水の水質基準改正 (クロロ酢酸) (ジクロロ酢酸) (トリクロロ酢酸)  <ul style="list-style-type: none"> <li>—<u>クロロ酢酸のTDIを3.5 μg/kg 体重/日と設定。</u></li> <li>—<u>ジクロロ酢酸の非発がん毒性を指標とした場合のTDIを12.5 μg/kg 体重/日、発がん性を指標とした場合のTDIを12.9 μg/kg 体重/日、発がんユニットリスクを7.8×10<sup>-3</sup> (mg/kg 体重/日)と設定。</u></li> <li>—<u>トリクロロ酢酸のTDIを6 μg/kg 体重/日と設定。</u></li> </ul> </li> </ul>
<p>プリオン (2 案件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛海綿状脳症 (BSE) 対策におけるゼラチン等に係る規制の見直し <u>厚生労働省から提示された原材料規制、製造基準の設定等の管理措置が採られることを前提とし、牛の頭部の皮を特定部位の範囲から除外すること、BSE発生国の牛の皮を原材料とするゼラチン・コラーゲン、BSE発生国の牛の骨を原材料とするゼラチンの食用としての利用については、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u></li> <li>・牛肉骨粉等の養魚用飼料としての利用 <u>牛肉骨粉等を含む養魚用飼料の原料となる牛の部位は、特定部位等を含まず、人が摂取しても健康影響が無視できると既に評価した部位であること、仮にBSEプリオンが養魚用飼料の原料に混入したとしても、魚の腸管経由でBSEプリオンが侵入・増幅することは困難であると平成19年に既に評価しており、その後も、魚においてBSEプリオンが増幅し伝達したことを示す科学的知見は確認されておらず、牛肉骨粉等を含む養魚用飼料を摂取した魚を人が摂取した場合のリスクは無視できると考えられることから、本事項は食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼ</u></li> </ul>

	<p>す悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</p>
<p>遺伝子組換え食品等 (2品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統 (スイートコーン)</li> <li>・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統 (スイートコーン) 「<u>遺伝子組換え食品 (種子植物) の安全性評価基準</u>」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断。</li> </ul>
<p>特定保健用食品 (1品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コタラエキス <u>提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断。また、本食品は血糖値に影響するとされていることから、「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」に基づき、事業者は、健康被害情報の収集・情報提供に努めるとともに、治療を受けている者等が摂取する際には、医師等に相談することの注意喚起表示を行うことが必要と判断。</u></li> </ul>
<p>肥料・飼料等 (1案件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料取締法第3条第2項の規定に基づく普通肥料の公定規格の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>－<u>農薬が混入される肥料の規格を設定するものであり、当該肥料は農薬取締法に基づく使用基準によって管理されるものであることから、食品を介して人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u></li> <li>－<u>食用に供しない農作物等のみで使用される農薬が混入される肥料の公定規格の改定については、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する。</u></li> <li>－<u>リスク管理機関においては、農薬取締法に基づく管理を適切に行うとともに、食品健康影響評価を受けていない農薬については、評価が終了次第、必要に応じて使用基準を見直すべきである。</u></li> </ul> </li> </ul>
<p>薬剤耐性菌 (1品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エンラマイシン <u>家畜等を使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。</u></li> </ul>

### (3) その他

- ・赤澤副大臣・越智大臣政務官による挨拶
- ・食品安全関係情報 (8月30日～9月18日収集分、9月19日～10月3日収集分) について報告
- ・「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等 (平成26年9月分) について報告

11月：第536回～第539回

(1) 食品健康影響評価の要請案件等

添加物（2品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-メチルナフタレン</li> <li>・ 亜セレン酸ナトリウム</li> </ul>
微生物・ウイルス （1案件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清涼飲料水の規格基準（保存基準）の一部改正</li> </ul>
遺伝子組換え食品等 （1品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GLU-No. 6株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム</li> </ul>
特定保健用食品（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大麦若葉粉末</li> </ul>

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件等

農薬（2品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トルプロカルブ <u>ADIを0.2 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u></li> <li>・ メトコナゾール <u>ADIを0.02 mg/kg 体重/日、一般の集団に対するARfDを0.1 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.02 mg/kg 体重と設定。</u></li> </ul>
遺伝子組換え食品等 （8品目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <i>Bacillus subtilis</i> MDT121株を利用して生産されたα-アミラーゼ <u>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断。</u></li> </ul> <p>(食品)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ (DP-073496-4)</li> <li>・ 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統</li> <li>・ 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタMON88701系統</li> <li>・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ81419系統 <u>「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断。</u></li> </ul> <p>(飼料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統</li> <li>・ 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ (DP-073496-4)</li> <li>・ 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタMON88701系統</li> </ul>

	<p>「<u>遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方</u>」に基づき評価した結果、改めて「<u>遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準</u>」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断。</p>
<p>特定保健用食品（2品目）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サラシア100  <u>提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断。また、本食品は血糖値に影響するとされていることから、「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」に基づき、事業者は、健康被害情報の収集・情報提供に努めるとともに、治療を受けている者等が摂取する際には、医師等に相談することの注意喚起表示を行うことが必要と判断。</u> </li> <li>・キシリトール オーラテクトガム&lt;クリアミント&gt;及びキシリトール オーラテクトガム&lt;スペアミント&gt;  <u>提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断。</u> </li> </ul>

### (3) その他

- ・「麻痺性貝毒」のファクトシートを作成
- ・食品安全関係情報（10月4日～10月17日収集分、10月18日～10月31日収集分）について報告
- ・「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成26年10月分）について報告

12月：第540回～第542回

(1) 食品健康影響評価の要請案件

添加物（1品目）	・アンモニウムイソバレレート
動物用医薬品（2品目）	・エンロフロキサシン ・エンロフロキサシンを有効成分とする豚の注射剤（バイトリルワンジェクト注射液）
遺伝子組換え食品等（3品目）	・除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ1910系統（食品・飼料） ・NZYM-S0株を利用して生産されたα-アミラーゼ

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件

添加物（1品目）	・アンモニウムイソバレレート <u>食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。</u>
農薬（5品目）	・フェノチオカルブ <u>ADIを0.015 mg/kg 体重/日、ARfDを0.13 mg/kg 体重と設定。</u> ・フルチアセットメチル <u>ADIを0.001 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u> ・アセタミプリド <u>ADIを0.071 mg/kg 体重/日、ARfDを0.1 mg/kg 体重と設定。</u> ・シモキサニル <u>ADIを0.013 mg/kg 体重/日、ARfDを0.08 mg/kg 体重と設定。</u> ・セダキサシ <u>ADIを0.11 mg/kg 体重/日、ARfDを0.3 mg/kg 体重と設定。</u>
農薬、添加物及び動物用医薬品（1品目）	・チアベンダゾール <u>ADIを0.1 mg/kg 体重/日と設定。</u>
動物用医薬品（1品目）	・ケトプロフェン <u>ADIを0.001 mg/kg 体重/日と設定。</u>
プリオン（1案件）	・ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓 <u>—ブラジルにおける牛群のBSE感染状況、BSEプリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人の種間バリアの存在を踏まえると、現行の管理措置においてはブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓（SRM以外）の摂取に</u>

	<p><u>由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は低いと</u> <u>考えた。</u></p> <p><u>一諮問内容のブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る輸</u> <u>入条件については、よりリスクを低減する観点から、日本にお</u> <u>けるリスク管理措置を参考にリスク管理機関において適切に設</u> <u>定されたい。</u></p>
<p>遺伝子組換え食品等 (2品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ81419</u> <u>系統(飼料)</u> <u>「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基</u> <u>づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品(種子植物)の安</u> <u>全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料</u> <u>を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと</u> <u>判断。</u></li>   <li>・ <u>チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネー</u> <u>ト耐性トウモロコシ(DP-004114-3)(食品)</u> <u>「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」に基づき評</u> <u>価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断。</u></li> </ul>

### (3) その他

- ・ 有村大臣による挨拶
- ・ 「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」を改定
- ・ 「アニサキス症」のファクトシートを作成
- ・ 食品安全関係情報(11月1日～11月14日収集分・11月15日～11月28日収集分)について報告
- ・ 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成26年11月分)について報告
- ・ 平成27年度食品安全モニターの募集を開始

## 2. 専門調査会の運営

調査会名	開催回数	調査審議案件
企画等	1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告</li> <li>平成26年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定</li> <li>リスクコミュニケーションのあり方に関するワーキンググループの設置</li> </ul>
添加物	3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>クエン酸三エチル</li> <li><i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP株を用いて生産されたアスパラギナーゼ</li> <li>過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質（過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1、1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素）</li> <li>1-メチルナフタレン</li> </ul>
農薬 幹事会	4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>デルタメトリン及びトラロメトリン</li> <li>フェノチオカルブ</li> <li>フルチアセットメチル</li> <li>メソトリオン</li> <li>スルホキサフロル</li> <li>シクロプロトリン</li> <li>フルピラジフロン</li> <li>チアベンダゾール</li> <li>メトコナゾール</li> <li>1-ナフタレン酢酸</li> <li>ジフェノコナゾール</li> <li>フルキサピロキサド</li> <li>アセタミプリド</li> <li>キンクロラック</li> <li>シモキサニル</li> <li>セダキサン</li> </ul>
評価第一部会	3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート</li> <li>メトラフェノン</li> <li>テプラロキシジム</li> </ul>
評価第二部会	3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>アシベンゾラル-S-メチル</li> <li>フェンメディファム</li> <li>クロルプロファム</li> </ul>
評価第三部会	2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>シクロプロトリン</li> <li>ヘキシチアゾクス</li> </ul>
評価第四部会	2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロヘキサジオンカルシウム塩</li> <li>フルオキサストロビン</li> </ul>
動物用医薬品	5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>デルタメトリン</li> <li>ケトプロフェン</li> <li>ケトプロフェンを有効成分とする豚の注射剤（ディニタ</li> </ul>

		ル)) ・使用制限期間が設定されている既承認の動物用ワクチンの添加剤 ・スピノサド ・スピノサドを有効成分とする鶏舎噴霧剤 (エコノサド) ・ジメトリダゾール
器具・容器包装	3回	・フタル酸ベンジルブチル (BBP)
化学物質・化学物質汚染物質 化学物質部会	1回	・加熱時に生じるアクリルアミド
微生物・ウイルス (薬剤耐性菌WGを除く。)	2回	・クドア属粘液胞子虫 ・豚の食肉の生食 ・清涼飲料水の規格基準の一部改正 ・平成24～25年度 食品健康影響評価技術研究 研究報告
プリオン	1回	・ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓
遺伝子組換え食品等	3回	・チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP-004114-3) (食品・飼料) ・ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種 ・ <i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP株を利用して生産されたアスパラギナーゼ ・GLU-No. 6株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム ・低リグニンアルファルファKK179系統 ・除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ1910系統
新開発食品	3回	・蹴脂茶 ・葛のめぐみ ・大麦若葉粉末
肥料・飼料等 (薬剤耐性菌WGを除く。)	2回	・ロメフロキサシン ・ゲンタマイシン
薬剤耐性菌WG (肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同)	2回	・牛及び豚に使用するセフトフル製剤に係る薬剤耐性菌 ・豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するWG	1回	・高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性

### 3. 意見交換会の開催等

#### (1) 食品安全委員会セミナー

食品安全分野におけるリスクコミュニケーションに関する国際セミナー

(11月12日(水)) <日本学会議講堂>

- ・ リスクコミュニケーションから社会との対話へ：ANSESの経験から得られた知見  
フランス食品環境労働衛生庁 (ANSES)  
ブノア・ヴェルグリエットウ室長
- ・ リスクコミュニケーション－EFSAの実績と今後の展望－  
欧州食品安全機関 (EFSA)  
ローラ・スマイリー上席コミュニケーションアドバイザー
- ・ 食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションの取組について  
内閣府食品安全委員会  
姫田 尚事務局長

#### (2) 食品を科学するーリスクアナリシス(分析)講座ー

第4回(10月2日(木))「カフェインは危ない?～コーヒーを科学する～」(佐藤委員)

「動物の健康はヒトの健康～動物用医薬品を知る～」(三森委員)

第5回(11月6日(木))「動物の健康はヒトの健康～動物用医薬品を知る～」(三森委員)

「カフェインは危ない?～コーヒーを科学する～」(佐藤委員)

第6回(12月4日(木))「私たちのからだの代謝機能～添加物を例に～」(山添委員)

#### (3) リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会

回数	開催日	議 事
第5回	10月17日(金)	・ 意見交換
第6回	12月15日(月)	・ 報告事項 ・ リスクコミュニケーションのあり方に関する取りまとめ骨子案について ・ 意見交換

(4) 意見交換会等 (全11回、うち委員6回)

開催日	開催地	意見交換会名	共催団体
10/10	熊本県	食品安全委員会 in 熊本県 オピニオンリーダーとの意見交換会 ～食品添加物について～ ※ <u>山添委員</u>	熊本県
10/22	広島県	ジュニア食品安全ゼミナール ※ <u>上安平委員</u>	広島市
10/24	埼玉県	食品安全委員会 in 埼玉県 地域の指導者を対象としたフォーラム ～ノロウイルス食中毒の予防と対策～	埼玉県
10/29	高知県	食品安全委員会 in 高知 地域の指導者を対象としたワークショップ～残留農薬と食品の安全性～	高知市
11/7	大阪府	ジュニア食品安全ゼミナール ※ <u>上安平委員</u>	大阪府
11/19	福島県	食品安全委員会 in いわき市 地域の指導者を対象としたフォーラム～もっと知りたい！ ノロウイルスのこと～	いわき市
11/21	愛媛県	食品安全委員会 in 松山市 地域のオピニオンリーダーとの意見交換会～食中毒の予防についてカンピロバクターを題材として～ ※ <u>熊谷委員長</u>	松山市
11/28	広島県	ジュニア食品安全ゼミナール ※ <u>佐藤委員</u>	呉市
11/28	広島県	食品安全委員会 in 広島県 地域の指導者を対象としたフォーラム～トランス脂肪酸について学ぼう～	広島県
12/10	神奈川県	食品に関するリスクコミュニケーション 食品中の放射性物質に対する取組について	消費者庁 厚生労働省 農林水産省 神奈川県
12/12	福島県	ジュニア食品安全ゼミナール ※ <u>佐藤委員</u>	郡山市
12/17	岩手県	食品に関するリスクコミュニケーション 食品中の放射性物質に対する取組について	消費者庁 厚生労働省 農林水産省

(5) 講師派遣 (全24回、うち委員5回)

開催日	開催地	講演会名	依頼元
10/3	東京都	自然科学総合演習 公開講義 ※山添委員	国際基督教大学
10/9	熊本県	平成26年度食の安全セミナー ※山添委員	熊本県
10/9	栃木県	ジュニア食品安全ゼミナール	宇都宮市
10/18	熊本県	水銀に関する水俣条約1周年フォーラム (水銀セミナー及びN I M Dフォーラム) ※佐藤委員	環境省国立水俣病総合研究センター
10/21	長野県	食品衛生ミニシンポジウム	長野市保健所
10/22	佐賀県	食の安全・安心講演会～みんなで取り組む、食の安全・安心～ ※村田委員	佐賀県
10/24	宮城県	食の安全安心セミナー (大崎会場)	宮城県
11/10	鹿児島県	平成26年度鹿児島県「ジュニア食品安全ゼミナール」(鹿児島市立吉田北中学校)	鹿児島県
11/11	鹿児島県	平成26年度鹿児島県「ジュニア食品安全ゼミナール」(奄美市立赤木名中学校)	鹿児島県
11/13	愛知県	豊田市ジュニア食品安全ゼミナール	豊田市保健所
11/14	長崎県	「長崎県ジュニア食品安全教室」 in長崎中学校	長崎県
11/14	栃木県	平成26年度 食の安全地域フォーラム (大田原地区)	栃木県
11/15	静岡県	平成26年度免許状更新講習	浜松市教育委員会
11/18	京都府	平成26年度リスクコミュニケーション「食品添加物に関する講演会・意見交換会」	京都府中丹広域振興局
11/18	東京都	平成26年度畜水産品残留安全協議会秋季研修会	畜水産品残留安全協議会
11/19	熊本県	平成26年度熊本県ジュニア食品安全ゼミナール	熊本県
11/20	神奈川県	平成26年度家畜防疫官 (行政1) 研修	農林水産省動物検疫所

11/20	千葉県	消費・生活講座	浦安市
11/21	東京都	大田区食の安全・安心講演会と意見交換会	大田区保健所
11/26	宮城県	食の安全安心セミナー（大河原会場）	宮城県
11/28	東京都	家畜衛生フォーラム2014 ※熊谷委員長	日本家畜衛生学会
12/3	群馬県	平成26年度食品安全地域リーダー育成セミナー（高崎会場）	群馬県
12/4	群馬県	平成26年度食品安全地域リーダー育成セミナー（太田会場）	群馬県
12/5	佐賀県	食品に関するリスクコミュニケーション 地域の指導者を対象としたフォーラム	佐賀県